

令和5年度 第3回 猿払村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月20日 14時00分から15時00分
- 2 開催場所 猿払村役場2階 第5会議室
- 3 出席委員 (9人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	羽鳥委員
	3番	守谷委員
	4番	松谷委員
	5番	尾山委員
	6番	丹治委員
	7番	鳴海委員
	8番	安彦委員
	9番	工藤委員
- 4 欠席委員 (1人) 2番 白田委員
- 5 議事日程
 - 第1 会期決定
 - 第2 会議録署名委員の指名について
 - 第3 事務報告
 - 第4 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第5 議案第2号 村に対しての農地保有合理化法人による農用地の買入れ協議制度が必要である旨の要請について
 - 第6 その他
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	阿部局長
事務次長	末永次長
農地係	眞坂主事
農地係	藤田主事補

7 会議の概要

- 水野会長 ただいまの出席委員数は9名です。定足数に達しておりますので令和5年度第3回総会を開会致します。
挨拶に関しましては臨時総会でさせていただきましたので、省略させていただきます。
- 日程第1、会期の決定について。会期は本日一日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。
- 委員一同 (異議なしの声)
- 水野会長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。
- 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、3番守谷学君、8番松谷厚君を指名致します。
- 日程第3、事務報告。内容について事務局より報告します。
- 阿部局長 日程第3、事務報告。令和5年6月28日から令和5年7月19日までの報告となっております。
6月28日、令和5年度第2回猿払村農業委員会総会を役場庁議室にて開催しております。議題については農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について、村に対しての農地保有合理化法人による農用地の買入れ協議制度が必要である旨の要請について、また現況証明願についてを議題とし、すべて可決されております。
続きまして7月5日、令和5年度市町村農業委員会事務局長研修会が札幌市で開催され、私が出席しております。
7月11日、令和5年度宗谷農村パートナー対策協議会第1回運営委員会が枝幸町で開催され、末永次長と事務局1名が出席しております。
事務報告については以上です。
- 水野会長 事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。
なければ議事に入ります。
- 日程第4、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

阿部局長

日程第4、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願いたいと思います。令和5年7月20日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細につきましては、議案第1-1号21筆、議案第1-2号36筆、議案第1-3号25筆、議案第1-4号6筆でございます。農地につきましては附属資料をご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

眞坂主事

今回より委員さんが変わっていることもありますので、こちらから簡単に説明させていただきます。

まず、農地の移動に関してですが、移動する手段、法律が何件かありまして、農地法第3条による移動・賃貸借ともう一つ基盤強化法18条による移動等があります。

今回利用集積であげている議案については基盤強化法による移動になりますが、1件目については〇〇の〇〇さんから農業公社へということ、〇〇さんの離農に伴うものであり、一度〇〇さんから公社へ所有権移転した後に新規就農者である〇〇さんへ貸借を経た後所有権が移転されます。その移動の案件が、議案の「5所-2」のものとなります。

附属資料1枚目ですが、これが今回移動する農地の図面になっておりまして、〇〇さんが所有する農地についてはこちらが全筆では無いのですが、これ以外の公社の買取が不可だった土地については農協さんを介し、相対ということ、〇〇さんから直接〇〇さんへ売買で権利が移動することになります。

続いて2枚目、3枚目ですが、〇〇への土地の賃貸借となりまして、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが平成25年から農地の賃貸借を続けておりまして、最長10年までしか設定ができないことから、今年度の8月で期限満了となり、再度賃貸借の設定を行う、というものになります。

最後の4枚目、〇〇さんの案件については次の議案とも関係のあるものになりますが、先ほどの〇〇さんのケースと同様に公社の買取を介し次の経営者への引継ぎを行うものになるのですが、こちらの利用集積であげている筆に関しては事前の選定段階で公社の買取が不可であろうという土地になります。公社の買取条件として、まず土地の7割前後が耕作地になっていないと買取ができない、もしくは土地に沢が走っている、上物が存在する場合は買取不可となりますが、この6筆については航空図上のチェック段階で条件を満たしていないため、〇〇さんから〇〇さんへ直接売買してもらおう、というものになります。

補足については以上となります。

委員一同

(一同回覧中)

水野会長 前回あがっていた、〇〇にあった〇〇さんの土地というのはどうなったのですか。

眞坂主事 〇〇さんの浅茅野の土地については村への寄付ということで、すでに手続きが終了しています。

今回新たに〇〇さんの所有地で3筆、農協を介しての売買ができない土地があったのですが、それについては現況・登記ともに原野のため、村へ寄付する手続きを進めているところです。

松谷委員 〇〇の件について、今回は地域内の法人の案件ということもあり皆さん法人の素性等分かっておりますが、たとえば東京等別な地域の法人が農地を取得したい、となった場合に事前の法人の審査等を行っているのですか。

眞坂主事 農業委員会で農地の売買等審査する理由としてそこが第一となりますが、地方に大型店舗等進出する際に農地を買い上げて宅地造成をし店舗利用する、そうになってしまうと今後その土地は農地として恒久的に利用できなくなってしまうため、今回このように農業委員会で議案として審査することになるのですが、村外法人が農地を買い上げたいというケースもほとんどないのですが、あった場合は事前にどういう団体がどういう目的で利用するのかを聞き取った上、農業委員会にかけ判定していただくこととなります。

本村の農地の移動に関しては、各地域の振興会であらかじめ協議されたものが議案としてあがるため、第三者が介入することはほとんどありません。

水野会長 松谷さんのような中立委員がいることで、このような案件が皆さんの共通認識として広がるので非常に良い質問だと思います。

他の委員さんについては各地区から出てきてもらってるので、その各地区で揉まれた案件について農業委員会にあがってきているという経過を認識してもらえたらと思います。

今の質問のような正体不明の法人等が出てきた場合、まずは事務局で農地法と照らし合わせながら議案としてあげるかを精査することとなります。

ほかに質問等ございませんか。

工藤委員 先ほどの事務局の説明の中で、〇〇さんの案件について公社が買取できる土地について議案にあげていると話しておりましたが、買い取れないところは今回の議案にはあがらないのですか。

- 眞坂主事 買い取り不可分については、〇〇さんの新規就農認定の書類がまだ事務局に来ていないため、認定後、おそらく次回委員会にてあげることとなります。
- 水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。
- 委員一同 (異議なしの声)
- 水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定いたします。
- 日程第5、議案第2号、村に対しての農地保有合理化法人による農用地の買い入れ協議制度が必要である旨の要請についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。
- 阿部局長 日程第5、議案第2号、村に対しての農地保有合理化法人による農用地の買い入れ協議制度が必要である旨の要請について。今回、農地の所有者から農業委員会へのあっせんの申し出があった農用地について、現時点において利用環境の調整が整っていないところでありますが、将来有料担い手農家へ農地の集積を図るため農地中間管理機構の買い入れが特に必要であると認め、村に対し要請を行ってよろしいかご審議願います。令和5年7月20日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。
- 買い入れ協議の要請があった農家さんについては、1人目が〇〇さんで畑外8筆。面積が602,601㎡。続きまして〇〇さん畑外19筆、686,887㎡。各あっせん申出書等については資料のとおりとなっております。
- 眞坂主事 補足説明させていただきます。今回このようなあっせん申出を受けた理由として、先ほど説明したように農地の売買は基本的に農地法第3条若しくは基盤強化法で行うことになると説明しましたが、それに加え公社の方に一度買い取ってもらい、公社から引継ぎ相手に賃貸しながら最終的に所有権を移転する保有合理化という制度がございます。
- それぞれ何が違うかと申しますと、主に大きな違いとしては税制の優遇制度が違います。保有合理化で農地を移動した場合は年間1,500万円までの移動については控除を受けられ、基盤強化法では手続きが簡略化できる代わりに800万円までの控除、となっております。
- 主に離農した場合については保有している農地がたくさんある中で次の引継ぎ相手に、となると必然的に金額も1,500万円以上となってくるため、そういった場合は保有合理化を選択した方が税制の優遇措置をよ

り高く受けられることとなります。

ただし、保有合理化をする条件として、事前段階で自分の方で相手方と調整がつかなかったので村に対して農地中間管理機構に農地を買い取ってもらえるよう調整してくれませんか、という申し出をうけて、村が中間管理機構へ買い取ってくださいと依頼をあげる必要があるので、本案件は第一ステップとして村があっせんの申し出を受けた、次のステップとして議案第1-1号の〇〇さんのように本人から公社へ所有権を移転という流れになります。

今回あげている議案については、事前段階としてこちらで公社が買取不可能だろうという土地を除いていますが、この後こちらから公社へ依頼をかけるにあたり公社が現地調査にきて実際に農地の判定を行うこととなるので、さらにふるいにかけてられることとなります。現地調査で買取できない農地が出てきた場合は次回以降の農業委員会の際、本件の利用集積から除き相対での売買、ということになります。

実際には公社も次の引継ぎ相手がいないと買取をしてくれないので、内定した状態で申し出を受けることとなります。

さらに補足となりますが、先ほど説明した農地法第3条と基盤強化法での売買等というのは、今年の4月1日より農地法の改正があったため原則不可と取っています。ただし猶予期間が2年間ありまして、令和7年3月までは旧法での売買等も可能となっておりますが、令和7年4月以降は原則中間管理機構を介して農地の移動を行うこととなりますので、今回の案件のように事前審査をして、現地調査を行ったうえで公社に買い取りしてもらい農地を移動することとなります。

水野会長 　　ただいまの件について質疑を賜ります。

工藤委員 　　2件とも次の引継ぎ相手は決まっているのですか。

眞坂主事 　　決まっています。〇〇さんは〇〇・〇〇・〇〇・〇〇さん、〇〇さんは〇〇さんとなっております。

尾山委員 　　今後農地が余って、公社も買取ができないとなった場合どうなるのですか。

眞坂主事 　　僕らもそこを議論しているところなのですが、おそらく今後そういった土地が増えてくることが予測でき、それでも耕作が出来ずに耕作放棄地となれば農地から除外していくしか移動する手段が無いので、公社も条件の緩和等検討していると思いますが確定した情報は来ていないので、今後の制度の動きを見つつ、協議を進めていく必要があると思います。

水野会長 今、尾山委員からあった質問が農家としては切実に感じます。前委員さんもそうでしたが、今の酪農情勢は非常によろしくありません。全国的に離農者が増えていく中、ある意味猿払においては耕作放棄地はゼロとなっていますが、今後懸念されるっていうのは我々も前委員さんも皆悩んでいた部分であります。

それを地域、猿払村全体で何とか農地として維持できる方法を模索していきたいところですが、なかなかそうは出来ないだろうと。猿払村、地域全体として少しでも使っていただけたらという方向で進んでいけたらと思います。

工藤委員 賃貸についてはどうなるのですか。

眞坂主事 基本的に、賃貸も農地法第3条若しくは基盤強化法での設定となるため、同様の条件となります。ただ、これも現時点ではどのくらいまで個人間での移動や貸借を許容してくれるのかははっきりと言われていないので、今後どこまで緩和してもらえるかというところですね。

丹治委員 先ほどの説明だと、7年3月以降に新法に移行してしまうと、公社で買わないと言った土地は全く誰も買取ができなくなるのですか。

眞坂主事 畑の地目である以上は公社を介さなくてはいけなくなるので、おそらく買取は出来なくなります。

丹治委員 農地としての買取はできないと。宅地等に変えれば可能ということですね。

眞坂主事 そうですね。別な地目に変えていただくことできるのですが、その手続きも現況証明として農業委員会にかけなければならないので、農業委員会として農地は減らさないようにしようとしている以上、簡単に農地から外すという判定を出すのも難しいところでもあります。そうなると農地として宙ぶらりんになってしまうので、それを懸念しているところです。

水野会長 先ほどの話のとおり令和7年の4月以降は公社を介さなくてはいけなくなりますが、農地を買いたいということに関しては公社を介しながらの移動ではありますが審査は問題ありませんので、よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問等ございますか。

なければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、村に対しての農地保有合理化法人による農用地の買入れ協議制度が必要である旨の要請についてを原案通り可決決定いたします。

日程第6、その他。事務局より何か報告はございますか。

眞坂主事

事務局よりその他案件として、農業委員になられた方については農業委員名義の通帳を作成いただくことになり、その口座に農業委員の費用弁償や委員報酬を振り込むことになるのですが、通帳を作る都合上、新委員さんの方に1万円ずつお預かりして口座に入れさせていただきたい、というお願いと、入金理由でもあります。農業新聞を原則取っていただくことになり、年間購読料として8,400円費用が発生することとなります。

お金については後日通帳を作成する際に各委員さん宅にお伺いさせていただきます。集金しますので、よろしくお願いいたします。

水野会長

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

無ければ、これで第3回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦労様でした。

議長 水野正継

会議録署名委員

松谷厚

会議録署名委員

守谷学